

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 451

平成20年 1月15日(火曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

外国人向けビジネス広がる 登録者5割増で新市場開拓

日本に住む外国人登録者が過去10年間で約5割増えて208万人(06年現在)。この増加を受け外国人向けビジネス市場が広がっている。

高島屋は外国人顧客向けのポイントカードを始めた。3か国語表示でサイトで告知、店内には通訳スタッフもおり加入を促す。今後、消費傾向の分析に生かし外国語での販促活動や顧客の組織化を図るのが狙い。

外国人向け生活情報サイト「OKワールド」は4か国語で情報交換できる場にした。外国人向け広告掲載場所を探している企業にアピールしていく戦略だ。

日本企業は外国人の技術者や法務の専門家採用を急増させており、求職者は日本企業でのキャリア蓄積も応募の魅力という。

外国人向け住宅ローンを始めたのはGE系のファイナンス企業。特徴は非永住者も対象にしている点で、海外グループの情報網で顧客の母国での実績を審査する。外国人向け専門のIPS通信社の隔週情報誌には国内企業約60社が求人広告を載せている。

求人広告などの情報伝達手段は、従来まで外国人が多く住む特定地域の口コミが大半だった。少子高齢で日本市場が縮小し人手不足解消もしたい。政府の外国人労働者受入れも肯定方向にある。そのため販促や求人をしたい日本企業は情報提供の場を求めていた。これからが本格的な需要喚起を迎える時代に入りそうだ。

税務会計

相続での課税対象は100人に4人 地価下落による土地評価減が影響

2006年1年間に亡くなった人は約108万人だったが、このうち相続税の課税対象となった人数は約4万5千人で課税割合は4.2%だったことが、国税庁がまとめた相続税の申告事績で明らかになった。

相続で税金がかかるのは100人に4人ということになる。この課税割合4.2%は前年分と横ばいの数字だが、地価の下落を受けた結果、直近において基礎控除額の引上げなどがあった1994年分以降では3年連続の最低水準となっている。

相続財産額の構成比は、「土地」が47.8%でもっとも高く、「現金・預貯金等」20.6%、「有価証券」15.8%の順。土地は、地価の下落を背景に、1994年分の70.9%から一貫して減少する一方、現金・預貯金等は一貫して増加している。相続財産に占める割合が高い土地の評価が下がるにつれ、年々、相続財産の課税価格が基礎控除額(「5000万円+1000万円×法定相続人の数」)内でおさまるケースが増えている。ちなみに、路線価の基礎となる標準宅地の平均額の推移は、1平方メートルあたり25万6千円だった1994年を100とすると、年々減少をたどり、同11万4千円となった2006年は45まで落ち込んでいる。

なお、2006年中の相続に係る課税価格は、10兆3668億円、これを被相続人1人あたりで見ると、2億2961万円となる。また税額は、1兆2196億円、これを被相続人1人あたりで見ると、2701万円となっている。

今週のキーワード

外国人登録者

法務省によれば、外国人登録者の208万人のうち永住者は約84万人(3割増)、非永住者だが日本で働く在留資格を持つ人は9万2000人(2.4倍増)。この人たちは専門技術や知識を持っていて近年はIT関連で働く外国人が増えている。政府や日本経団連で外国人労働者問題--ダイバーシティ論(国籍・性別・年齢・学歴等を問わない人材活用戦略)が懸案中。介護現場でのフィリピン労働者の受入れ問題を皮切りに、外国人依存率が一層高まり市場拡大が予想されている。